

後期高齢者医療被保険者へのお知らせ

平成23年度の保険料率

熊本県後期高齢者医療広域連合では2年ごとに保険料率の見直しをおこないます。平成23年度は平成22年度と同率になります。

均等割額：47,000円
所得割率：9.03%

保険料額(年額)＝均等割額47,000円＋所得割額(総所得金額－33万円)×9.03%

後期高齢者医療の軽減

所得が低い方や被用者保険(※1)加入者に扶養されていた方の保険料は、継続して軽減されます。

(※1) 被用者保険とは協会けんぽ、健保組合、共済組合などです。

所得が低い方の軽減

◆保険料の均等割額(被保険者全員が等しく負担する保険料)の軽減

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額が、

「基礎控除額(33万円)を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)

保険料の均等割額を9割軽減

「基礎控除額(33万円)を超えない世帯

保険料の均等割額を8.5割軽減

「基礎控除額(33万円)＋24.5万円×世帯の被保険者(被保険者である世帯主を除く)を超えない世帯

保険料の均等割額を5割軽減

「基礎控除額(33万円)＋35万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯

保険料の均等割額を2割軽減

◆保険料の所得割額(所得に応じて負担する保険料)の軽減

「基礎控除額(33万円)＋58万円を超えない方

保険料の所得割額を5割軽減

被用者保険加入者に扶養されていた方も、保険料の軽減があります。

特別措置として、当分の間は保険料

の均等割額が9割軽減されます(所得割額はかかりません)。

◆対象となる方

資格を得た日の前日に、被用者保険加入者に扶養されていた方

平成23年度後期高齢者医療保険料のお支払い方法

後期高齢者医療の保険料は、特別徴収(年金からの差し引き)または普通徴収(納付書又は口座振替)によりお支払いいただいております。

平成23年度の保険料のお支払い方法については、次のとおりとなりますのでご確認ください。

◆特別徴収の方

平成23年4月より特別徴収により保険料をお支払いいただきます。お申し出により口座振替へ変更することができます。

◆普通徴収の方

平成23年7月より普通徴収により保険料をお支払いいただきます。また、現在普通徴収の方(年金受給額が年間18万円未満の方を除く)で、平成22年4月

75歳の誕生日	普通徴収の日	特別徴収の開始月
平成22年4月2日～平成22年10月1日の間	普通徴収はありません	平成23年4月から
平成22年10月2日～平成23年3月31日の間	平成23年7・8・9月	平成23年10月から

2日以降に75歳の誕生日を迎えられた方は、(表1)のとおり平成23年度から特別徴収となりますのでご注意ください。

平成22年度中に特別徴収から普通徴収へ変更となった方へ

平成23年度は、7～9月は普通徴収となり、10月以降は特別徴収により保険料をお支払いいただくこととなります。

特別徴収されている方へ

後期高齢者医療保険料を特別徴収によりお支払いいただいている方、また新たに特別徴収によりお支払いいただく方は、申し出により口座振替への支払方法の変更ができます。

尚、既に申し出を行っている方は再度申し出の必要はありません。

所得の変更に伴い保険料や一部負担金が増える場合があります

過去に遡って所得が変更となる場合、過去の保険料や一部負担金の額が変更となり、差額分の納付書が届く場合があります。

※今回のお知らせは一般的なものになります。世帯の状況等により例外となる場合もありますのでご了承ください。

お問い合わせ先
氷川町役場 健康福祉課 国民健康保険係
☎52-5852

みんなの健康コーナー

熊本県精神保健福祉センターからのお知らせ

自死遺族の相談LINE

熊本県精神保健福祉センターでは、平成20年度より、大切な方を自殺で亡くされた方(自死遺族)の個別相談とグループミーティングを実施しています。ぜひご利用ください。

【対象者】

家族や大切な方を自殺で亡くされた方(自殺された方の親、配偶者、兄弟姉妹、子供、その他身近な関係にある方)

●個別相談

臨床心理士がご相談に応じます(お一人あたり1時間程度)

(1)開催日時

奇数月：第2木曜日 13時30分～16時
偶数月：第2・4木曜日 13時30分～16時

(2)相談方法

相談は予約制です。希望される方はお電話ください。

●グループミーティング「かたらんね」

故人のこと、遺族自身のこと、様々な想いなどを自由に「語って」いただきます。聴くだけでも結構です。ぜひ「かたて」(参加して)ください。

(1)開催日時

奇数月の第4木曜日 14時～16時
※平成23年度開催日
5月26日・7月28日・9月22日・11月24日・1月26日・3月22日



あなたの悩みを ご相談ください

氷川町の相談

■メンタルヘルス相談

相談日：毎月最終月曜
時間：14:00～17:00
場所：健康センターまたは訪問
相談員：臨床心理士 井田 博子
※要予約 ☎52-5852

■心療内科医師相談

相談日：希望に合わせて医師と調整
時間：13:30～15:00
場所：健康センターまたは訪問
相談員：荒木幹太
荒木医院/熊本労災病院心療内科医師
※要予約 ☎52-5852

■健康相談

相談日：毎週月曜日
時間：8:30～12:00
場所：健康センター
相談員：保健師・管理栄養士
※事前に ☎52-5852 までお電話ください。

熊本県の相談窓口

■精神的葛藤と苦悩に関する相談

熊本いのちの電話
☎096-353-4343
24時間 年中無休

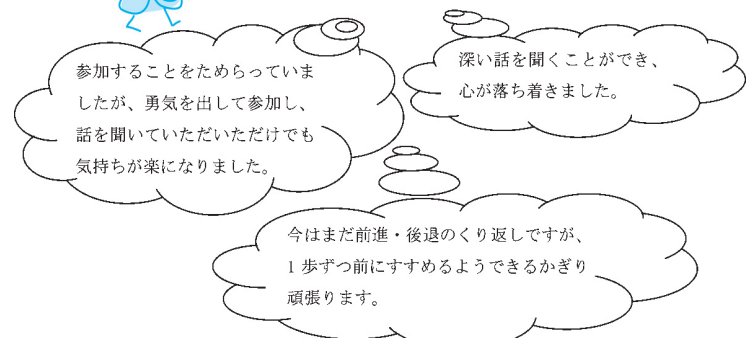
■こころの悩み相談

熊本こころの電話
(県精神保健福祉協会)
☎096-285-6688
10:00～22:00 年中無休

■ひきこもり・精神障がいに関する相談

こころの健康相談
(県精神保健福祉センター)
☎096-356-3629
9:00～16:00 土日祝除く

“かたらんね”参加者のメッセージ



(2)参加方法
事前予約は不要です。直接会場までお越しください。



【開催場所・お問い合わせ先】
熊本県精神保健福祉センター
熊本市月出3-1-120
☎096-486-1166

